

ノート「明治期・足利の教育」

足利市史編さん委員会 小 野 智 一

序にかえて

ルソ一の「告白録」に「私は考えるより先に感じた」という言葉がある。「それは人類の通有性である」そうだが、やはり凡人は、感じたままで、その先を考えることの努力を怠ってしまうものらしい。仕事の関係で、私は市役所御厨出張所の倉庫の文書を調べる機会に恵まれ、明治17年以来昭和30年頃までの旧足利市(町)の教育関係綴145冊を発見した時は、息の詰まる思いがした。綴をめくって感興の湧くのを禁じ得なかった。この文の依頼を受けたのは「興味津々」のまっ最中だったので、後に退けなかった。しかし、感ずることはあっても、日ごろその先を考える訓練を怠って来た脳はいまさら回転速度を高めることは困難である。表題をノート「明治期・足利の教育」としたのもそのような意味からである。とても系統的に足利教育の問題点をとらえたものまではできそうもなかった。ただ感興のわいたテーマについてだけ書き綴ったのだと了承してほしい。明治は遠くなってしまったし、この綴の中に現われてきた教師や児童生徒の多くは故人になり、現役を退いてしまっている。が、これらの人々も、それぞれの時期や立場にあって足利の教育の中に生きてきたのである。その役割の大小はともかくとして、これらの人々は私たちの先輩であり、ある意味の先覚者であった。いわば愚にもつかぬ実験の積み重ねだったかも知れない。しかし、もしこれらの人々の愚行が今に受け継がれてなかったならば、今日の私たちの事業はもっと哀れなものになり、もっと苦汁をなめなければならなかったろう。あの当時、家計を支えるために、学校に行くことのできなかった者は自らの悲しみを2度とその子にさせまいとしたに違いない。教育費の不足や校舎の狭小のため、70名を越えるスズ詰め教育を行ってきた教師は、施設の充実を心から願っていたに違いない。今日の教育が、一応の段階を踏むようになった礎の一石を見のがしてはなるまい。なお、今回、使用した資料は、主として、役所資料である。いわばお上の資料である。他のさまざまな資料のあることを知っているが、これほど、全体的に足利をとらえたものは無い。足利教育にとっては、第一級資料にまちがいない。さまざまな補助資料と角度をもってこれを補い、足利の真実の教育をとらえたいという念願だけは持っている。明治期の足利の教育については、まだほとんど記録がないと聞かされ、さらば多くの恥を忍んでもと、決意をしたもののやはり不安は解消しない。願わくばこのノートを読まれたならば、誤謬を正し、教えをたれしめんことを心よりこうしだいである。

I 英語教育について

1 足利における英語教育の始まり

足利において英語教育が、いつから始まったかは明らかではない。明治12年と16年に開かれた私立学校(変則小・中学校および求道館、酒巻学校)も、その教育者の経歴から見て、漢学・数学系で、英語を教えた形跡は見られない。ところで公立小学校で始められたのは明治19年ごろである。制度の上でいうと、改正教育令にともなう「教則綱領」が公布されたのは明治14年5月であるが、この学科目中には、英語はまだ示されていない。土地の事情によって小学校で英語

の初歩を加えてもよいことになったのは、明治17年11月になってからである。

足利町の教育資料に、明治18年8月31日付次のような願書が出されているのを見る。「当足利町之義ハ、蚕糸機織ヲ以テ其業ト為シ、産物販売上ニ付、^{しんぱ}慶京浜之間ニ往来シ、西人ト直接モ^{かたわら}不少傍彼国ノ文字ニ通曉シ得ザルハ営業上大ニ差支モ有之候哉ニ相見エ候ニ付、以来本校ニ於テ正課之余暇毎日一時間宛、中等2級以上ノ男子ニシテ年令相当之モノニ英語教授致度、御支差モ無之候ハバ御許可相成度別紙方法書相添此段願上候也」とし、綴字付書取、読方、訳読、習字文法、地理、作文記事文、応用化学などの教科内容および用書を学年配当にして示している。中等2級以上というのは、満11歳～12歳以上の者をさす。この願いは、足利東西校長中嶋操、足利町長初谷長太郎から足利梁田郡長佐藤信哉宛に提出したのであるが、正式の認可は県令から得られるものと見えて、ほぼ同様の文案をもって翌19年2月、県令樺山資雄宛に出され3月26日付で聞き届けられている。英学科課程および用書を示すと次の表のようである。(右之通メ3年之課程

第一 年	綴字付書取 読方 訳読 習字	綴字書 全1冊 ウェブスタア氏 読本 2冊 自I至2、ウイルソン氏
第二 年	読書付書取 文法 作文記事 地理 習字	読本 1冊 3 ウイルソン氏 地理書 全1冊 ミッチェル氏 文典 全1冊 ビネラ氏 作文楷梯 クエッケンボス氏
第三 年	読書付書取 作文記事文日用文 歴史 応用化学	読本 1冊 ウイルソン氏 万国史 全1冊 グードリッチ氏 応用化学書 全1冊 チャンブル氏

ト為スモ生徒之進度ニヨリ^{しんぱく}斟酌スル事アルベシという注あり) 足利の小学校英語教育はこの時から始められたといえよう。足利の英語教育は、このようにして産物販売に結びつけて大義名分化されたのであるが、足利の織物輸出はこの時代どういう状態であったかを少しばかり述べておく必要がある。時代を幕末期にさかのぼらせてみると、開港の影響で絹織物の産地は絹価^{こりどり}の高騰でどこも大きな打撃を受けた。しかし足利は桐生などと比べてまことに小さな損害に過ぎなかった。それは足利商人が開港と同時に輸入され始めた唐糸(

洋綿糸)をもって交織を始め、打開の道を計ったためであるという。その後、戊辰戦争のあとの変動など幾つかの難関はあったが、維新後に、ともかく足利織物の大きな躍進の原動力は、この唐糸の使用にあったのである。足利人の目は早くから横浜に向けられていたことがわかる。一方絹織物の輸出においては、桐生に一日の長がある。しかし、足利においても、明治17、8年になって、有力元機屋および買継商を中心として、絹織物および綿織物の輸出が試みられる状態になった。アメリカに足利織物が知られるようになったのは、その数年前(明治13年)にアメリカ前大統領グラントが日光に来たとき、市川安左衛門、木村勇三が、当地織物を寄贈したことに始まるといわれる。明治19年にいたり、アメリカ・ドイツその他2、3の外国人が足利に来て注

文をした。堀越善十郎のアメリカ商況視察、直輸貿易の試みなどの力があつたといわれる。

足利における英語教育は、まさにこの時期に符を一にしている。一瞬のすきを許さず、教育に結びつけている点、まことに機を見るに敏といわざるを得ない。時の校長中嶋操と、足利町戸長初谷長太郎の呼吸も一致していたといえる。特に初谷長太郎は、傑出の人物で、その自叙伝「26年間失敗履歴の事実談」は、驚くべき執念の著であるが、これによれば、彼自身、若きころより織物の海外輸出を夢見ていたことがうかがわれる。足利の英語教育の発端は、独断にすぎるかもしれないが初谷長太郎の夢を託したものであつたのかもしれない。この期待と実践は、その後、誰によってどのように展開され、どのような成果となつたかは知らないが、足利の生んだわが国英語学界の権威、石川林四郎は当時満6歳、足利英語学校設立者の原田政七は満9歳で、共に東校で秀才をうたわれたのだが、この数年のちには、小学校で英語教育を受けていたはずである。

2 友愛義団の英語教育

足利織物の輸出は、明治24・5年ごろから増加し、とくに日清戦争後の好況と結びついて急速に発展した。明治25年1月に創立した足利友愛義団はこのような時期の青年実業家たちの社交機関である。彼らは商工業の発展と道義の興隆を願ひ、各種の事業を行なつた。「社団法人足利友愛義団40年誌」によると、罹災救済事業、日清・日露戦争のための義援等、社会矯風、公娼廃止運動、産業の開発と経済思想の普及、徒弟慰安とその教育、英語教育の普及等である。本稿では、その内の英語教育について考えるのであるが、上記の足利友愛義団の性格を知つたうえで、以下を見てゆきたい。同団ではその事業の一つとして明治29年7月、主唱者荻野万太郎、磯部安次郎、原田定助、木村国三郎、荻野文八、原田光次郎、荒井勇太郎、川田栄次郎、川島喜一郎、初谷豊作、福田勝三郎、相場奎左衛門、原田政七の名をもつて「足利英語研究会」を設立した。その設立趣意書によると、「商売貿易の進歩と交通機関の発達に伴ひ、又外国人の内地雑居を見んとする機運に接し外国語研究の必要が痛感されて来たこと、とくに近年の輸出織物の発展に随ひ外人の足利来遊も少なくない折、彼の国の語に通じ、情を解し、巧に應對することにより、商売の隆盛、産業の発達せしむること急務なること、両毛線の開通、東武毛武両鉄道の落成を間近にひかえ、内外人の来足ますます頻繁となり商品の集散出入多きを加えることを予想し、大いに商業上の一大利器を磨かしめんとし、新に英語研究会を起す」というのである。会場は3丁目阿部徳三郎方、講師は牧師川井運吉で、夜学を開始、青年たちに英語を教えた。これは明治36年8月、文部省令により私立学校の組織に改め、足利英語学校となつた。校長は原田政七である。常に3学級、50名ないし100名の生徒がいた。明治38年、本校の収入源である生徒月謝(308円、平均70名、月謝40銭、11ヶ月計算)と校友補助(80円)では、経費一内訳、講師給料(444円、講師1名月給25円、助手2名月給12円)、家賃(60円)、教科書費(10円)、雑費(24円)がまかないきれず、維持困難だとして、足利町に対し、39年度より経費補助金150円あて、年々願ひたいと訴へた。これに対し足利町は、補助金100円を支給することとしたので、同校は事業の縮小と校友補助の増額で切り抜けようとしている。しかし、県立工業学校(明治28年)、郡立高等女学校(明治42年)の英語科の設置により、本校存立の意義は薄くなり、しだいに生徒の数は減じ、維持はますます困難に遭遇した。明治44年3月、私立足利英

語学校は閉校した。

II、工女教育について

1、年少労働者の教育

労働者の最低年齢について、法的制限が示されたのは、大正5年実施の工場法で、12才と規定された。更に大正15年の改正工場法では14才（高等小学校卒）に引き上げられた。（但し工場法適用は常時10人以上使用する工場なので、それ以下ではなお、小学校卒にもならない年季奉公が引き続き行なわれていた）それ以前においては労働者の年令制限はなかった。就学督責が行なわれる一方で、貧困とか、一家の生計にさしつかへ理由をもって就学猶予や就学免除がなされた。小学校を卒業しない年少者が多数工場に徒弟として奉公に入った。

〔明治35年職工年齢別分状況〕

〔明治33年日紡採用職工教育調査〕

	男	女	計
10才未満	9人	635人	644人
15才未満	14	972	986
20才未満	15	1465	1480
30才未満	19	437	456
40才未満	22	297	319
50才未満	25	120	145
60才未満	9	57	66
80才未満	3	—	3
計	116	3,983	4,099

就学程度	男	女
尋常 1 学 年	24人	123人
2 学 年	28	43
3 学 年	50	25
4 学 年	76	22
高等 1 学 年	16	2
2 学 年	2	1
3 学 年	3	—
4 学 年	7	—
中学 1 年 生	1	—
無 学	149	793
仮名を読み得る者	134	305
計	490	1,314

「足利織物史」下巻P67

上表左表は「足利織物同業組合業務成績」より作成したものだそうだが、10才未満という年齢は小学校4年の義務教育を終わらないうち、または就

「職工事情」より

学をしないで職工になっていることになる。15.7%がそれである。10才以上の者でも無学または義務教育未終の者もかなりいることが予想される。右表（「職工事情」が手元にないので、「あゝ野麦峠」より転記した）でも、無学の者が全体の52.2%を占めている。

多くの小規模工場は、これらの未就学者に対する特別な教育を施すことはなされなかったが、規模の大きなものの中には、労働者教育を行なうものがあった。三瓶孝子「日本機業史」のうち第4編機業労働史に明治13年設立の群馬県山田郡の成愛社の例があげられているが、「工男女教授法の事」として次の規則が設けられている。「第1節 教場 男子は本社2階、女子は仕事場納戸を用うること。第2節 教師は社中役員より1名を撰出し是を本社の教師とし、仕事場の総理を以て教師とす、各任期は1ケ年と定むる事。但し都合により代理を用うる事有るべし且つ裁縫の教授は仕事場懸り交代に勤むること。第3節 教師授業中は教場を離るることを得ず。第

4節 毎月24日午前7時より12時迄教科の試験をする事。第5節 就学時間は毎夜9時迄教授する事。第6節 教則は修身、読本、習字、算術、裁縫を授くる事。第7節 以上規則を概説し此他細々の法律は教師の意見に任ずる事」成愛社の拘束時間は午前6時より午後8時までであるので、授業は午後8時から9時までの1時間になる。三瓶孝子はこのことについて、これだけ働いて毎日1時間の授業が成し得るわけがない。他の規則から見て、実際は休日の午前中及び第3日曜日を利用したのであると言っている。試験についても効果がなかったものと見え、明治17に廃止している。

2 秋間織物工場における工女教育

現在わかる記録から見ると、足利における工女教育は、明治34年の秋間織物工場に始まる。「秋間為八君略伝徒弟教育」(明治38年12月、上岡長四郎著)によると、秋間為八はそれ以前から工女教育を志していたが、たまたま明治32年、名古屋の三井製糸場を視察した際、工場の整頓、工女の行状方正他にまさっているのを見た。支配人よりこれは徒弟教育を施した結果だと聞かされて、発心したというのである。明治33年、宗教教育を試みたが失敗したようで、本格的に始めたのは、その翌年になる。彼は旧知の足利尋常高等小学校訓導安藤欽也に適当な講師の人選を依頼したが、このような事例は足利にもなかったため、応ずる者がなかった。たまたま同校に勤務4年目になる高田千代なる人物に請うたところ快諾を得ることになった。高田千代は下都賀郡網村出身、明治10年10月生まれというから、当時満23才、月給14円、尋常科4年女子73人の受け持ちであった。「御願 私儀教授時間外ニ於テ当町大字足利本町1111番地秋間為八工女教育囑托ニ応シ同人宅ニ寄宿シ毎夜1時間宛従事致度候間御許可被成下度此段相願候也 明治34年4月12日 足利尋常高等小学校訓導高田千代」と栃木県知事溝部惟幾あてに願書が出され、それに同校校長小沼茂助の「本校教務上別シテ之カ支障ヲ認メズ」という添書が付された。県知事から許可になったのは同月20日である。

教授は徒弟終業後午後8時より9時まで実施され、1週に修身、読書、作文、算術、裁縫、習字、唱歌等が教えられた。教場は、明治27年工場新築の際、あらかじめ間口2間、奥行3間の部屋が作られていたが、同35年更に2間増築したものを用いている。つまり10畳ぐらいの部屋になる。当時の徒弟27名(男1、女26)の出身、氏名、年齢が記録されているが、これをまとめると、足利町5人、毛野村2、梁田村1、御厨村1、芳賀郡4、安蘇郡3、上都賀郡1、茨城県4、群馬県3、新潟県3、13才1人、14才1、15才4、16才3、17才4、18才2、19才4、20才~28才8。教育程度は尋常科4年卒3人、同3年修了5人、同2年修了1人、全然無教育18人である。27人のうち66%は無教育(不就学)者であった。秋間工場の1日の従業時間は11時間、午前6時始業、午後8時終業、午前午後の30分間あて休憩、食事時間1時間休憩、夜業は夏至まで、修学時間後に入浴、髪すき、洗たく等が行なわれたようである。食事は家憲に従い、主従同様、米7分、挽割麦3分の混和、5と7の日には鳥・魚肉を出し、衛生に注意し、逍遙運動、遠足などを行なったとあるから、当時としては、まれなる恵まれ方だったといえよう。ちなみに明治32年12月の足利町農商工統計報告にある従業員10人以上の織物関係工場21の平均的拘束時間は11.6時間である。秋間工場の場合もこの平均値になるが、これは

前述の成愛社の例とほぼ同じで、その点からいうと、これだけの労働時間の後に、毎夜1時間の教育は、かなり困難であったと思われる。足利においては前例を見ない試みだけに、工女も、講師も工場側においても、その苦心のほどがうかがわれる。

講師高田千代はわずか1年で工女教育の仕事をやめ、同時に小学校も辞している。その後、足利幼稚園長山越忍空の推せんで同園保母、和歌山県出身赤西京子が継ぎ、同女辞任後の明治35年12月からは為八夫人行子が教授の任に当たり、習字、裁縫、唱歌を教えた。翌36年4月、足利高等小学校訓導石岡岸郎を招き、従前のような科目を教えた。当時の徒弟は30名、そのうち尋常科の義務教育を終わったもの2人、同3年修了3人、高等2年修了1人、同3年修了2人で、他の22人は全く無教育であった。つまり不就学率73%である。このため教授上すこぶる困難をきわめたので、尋常科と高等科に分け、更にこれを尋常科3組、高等科2組に分け、組ごとに教授したという。月曜から土曜まで、5組の組別時間割がつくられたが、たとえば水曜に1の組は修身・唱歌、2の組と3の組は読方、4と5の組は習字というように組んだ。為八夫人は課外に裁縫を教えた。教授用標本及び教具の不備、学力、年齢・関心等の差に夜間終業後の疲労が重なり、師弟ともに苦しんだ。ただ、わずかに楽しめたのは、唱歌で、時間割のほか随時時間を増し、時には器楽指導までした。遊戯も放課外に行なった。石岡訓導の後、足利尋常小学校訓導南条寿子が教授に当たった。その記録はまだ明らかではない。石岡訓導やみがたき事情により辞任後帰省したというが、その当時の徒弟の成績品が前記「秋間為八君略伝」に21点のっているが、主として故郷にあてた手紙で、自分が元気で働いていること、夜は勉強していることを伝えている。かなり漢字を使い文のまとまったものもあるが、原文のままであるかはわからない。事例を1つだけ、あげておく。「を^(v)を^(v)を^(v)あ^(v)た^(v)ゝか^(v)にあ^(v)み^(v)な^(v)み^(v)な^(v)さ^(v)ま^(v)には御かわりもごさなく候や私もぶじにつとめておりますからなにとぞごあんしんしてください私ものがくおべんきよしてをります 百戸ナツ」

なお、余談になるので、ごく簡単に記しておくが、前記高田千代の辞任の理由はすこぶる疑点が多い。明治35年の足利町役場教育関係綴には同女は辞任の理由として「ジフテリアにかかり治療せしも病勢つのがり、執務不能」として、医師の診断書を付している。この6月6日付の退職願いは、7月1日になると「一身上の都合」に変わっている。一方、「秋間為八君略伝」には退職理由を「東京に女子大学の設立せられたるにより、同校に入学する由を以て辞任、明治35年4月上京した」と記している。同年4月の足利尋常高等小学校一覧では、同女は月給14円で、尋常2年女乙クラス受け持ち予定（実際には持たしていない）になっている。病気は4月以前から続いていたのか、女子大へ入学するための口実なのか。当時、病気を理由に転職して行く教員が多く、足利郡役所でも通牒を出しているが、まだ教員の生活が不安定な時代で、その数が不足していたのである。あるいは高田千代の場合も、女子大入学では、退職理由を認められず、やむを得ず病気を理由にしたとも考えられる。教員問題を研究する上の1つの事例になりそうである。

3 辻織物工場における工女教育

足利織物業は、明治20年代後半、国内の不況にもかかわらず、輸出の飛躍的增加によって、生産増大のいっとをたどった。とくに明治31年には、総生産価額中輸出向織物が63.4%（金額に

して538万円余)を占めるという、明治期においては空前絶後の高比重を示した。それ以後、輸出の減退はあったものの内地向製品の生産を高め、それは明治末期には90%台の比率をもって足利織物販売をささえてきた。この間、足利における人口の増加も著しく、明治30年前後2万人であったのが、40年代には3万人を越えるに至った。明治44年の例をとれば、出入口5020人、入人口15094人となっている。入人口の男女別では女子の方が1000人も多い。これらの中に年少労働者としてどれだけ入ってきたかは、明らかではないが、足利の教育上の問題点として、この中に不就学者がかなり含まれていることがあげられる。次章でも述べるつもりだが、明治36年には、不就学者を雇っている事業主に対して就学督励を行なっている。この督励は年ごとにきびしくなり、事業主の中には、家庭教育を行なうものができた。明治23年10月の「小学校令」の第3章就学の第22条に「学令児童ヲ保護スヘキ者ハ其学令児童ヲ市町村立小学校又ハ之ニ代用スル私立学校ニ出席セシムヘシ若シ家庭又ハ其他ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシメントスルトキハ其市町村長ノ許可ヲ受クヘシ」とあり、第24条には「学令児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則ハ府県知事之ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ」と書かれている。「栃木県教育史」には、この家庭教育に関する規則を見つけることはできなかったが、一定の基準の下に認められていたものであろう。

明治44年足利町役場学事綴には、足利町長川島平五郎あての次の記録が残されている。「家庭教育開始願 群馬県碓氷郡八幡村桜井ケイ(明治32年7月10日生)、同県同郡秋間村大沢ケサ(明治32年10月12日生)右ハ自分方ニ雇傭候処尋常小学校ノ義務教育未済ノ者ニ付家庭ニ於テ教育致度候間御許可相成度別紙教授要項及教授者履歴書相添へ此段願上候也 明治44年8月6日 右雇主足利町大字足利899番地 辻豊平」「教授要項 1教授ノ場所 自宅内 2.教授者 足利尋常高等小学校本科正教員福田ウメ、3教科書 尋常小学4学年用紙」とし、4.教授科目として、自午後8時至同9時、自午後9時至同10時の順で、月曜修身と裁縫、火曜算術と国語及び書方、水曜国語読方と国語綴方、木曜唱歌と裁縫、金曜算術と体操、土・日曜は休みとなっている。教授者福田ウメは栃木県河内郡姿川村出身、足利郡御厨村福居に寄留、明治19年4月生まれ、当時満25才、宇都宮高女3年修業後、栃女師で甲種講習科修了、御厨尋常高等小学校訓導になり、のち同44年3月足利尋常高等小学校に転動した人である。2人の工女は満11才と12才、ふつうなら小学校6年生に在学している年齢である。ここでは小学校4年の教科書使用であるから2年ほど学校教育を受けてないことになる。なお、辻織物工場は前出明治32年の足利町農商工統計報告にもっている工場で、この記録では従業員20人、1日の就業時間14時間とある。「足利織物史」下巻P106によると明治43年には35人(男5人、女30人)織物生産価格2万4千円、1日の就業時間13時間で、当時10人以上の足利の工場73の中では24番目、中ぐらいの工場である。

4. まとめ

足利における工女教育を2例あげたが、言うまでもなく、数多くの工場の中の特例と見るべきものであって、大部分の工場においてこのような事例はほとんど無かったと考えてよい。あったとしても「余は親しく大阪に遊びて各工場一特に紡績工場を巡視せる時、職工教育に注意を置

きて之を調査したることあり、而かも暑中なりしにもよらんか、耳にては教育の事情あるを聞きたれども、眼に親しく其の教育を見ることを得ざりしなり」(横山源之助「日本の下層社会」)という状態に似るだろう。「学校教育なる尋常小学校にて4ヶ年間を日々出校し、正則の課程を経て尚ほ且つ好成績を挙ぐるを難し…」(同前)とするは事実と見てよい。そのことは県や町村でも認めていて、「尋常小学校特別学級規定」(明治36年3月30日足利郡役所作成)をつくり、尋常小学校に特別学級を設け、年長児童、雇用児童のうち正式に教育を受けてないものを救おうとしたりした。しかし、その後、どの程度の実行に踏み切ったかは、現在の記録ではわからない。

細井和喜蔵はその著「女工哀史」の中で「職工教育は一言にしていふなれば、従順なる小羊を養成するに在ることと、社会欺瞞への看板にほかならない。今日の全無産婦人にとって茶の湯や活け花がどう生活と関係があるのだ! 10時間以上もぶっとうしに働いて文字通り麻の如くに疲れた体では縫ふ手を有ち乍ら自分の着物さえ縫ひ得ないで外へ出す有様じゃないか。であるから凡ての教へ事は女工各自の希望に任せ、放任して置こうものなら勿ち習ひ手が無くなってしまふ。これが実際だ…」といている。私は、この小論を書くに当たって、あらためて、「日本の下層社会」—明治30年前後の労働社会の実態を書いたもの—及び「女工哀史」—大正期の女子労働者の生活を記録したもの—を読んだ。そして、その詳細をきわめた実態調査と、その人々の立場に立った事実の記録、工場労働に対するはげしいプロテストを見た。そのきびしく激しい感情が胸に響いてくる。近くは「あゝ野麦峠」もその実態をみごとにとらえたものである。

私の場合、はっきり言えることは、いわばペーパー上の記録の上で、これを書いたことである。当時の工女や教師に1人も会って話を聞いたわけでもない。その実感の弱さと、求めた資料の範囲と、突っ込みの薄さはこれらの先学の比ではない。だから、上記3著のような結論はだせない。いずれ、更に事実を求めて、実態を確かめる機会をもちたい。今のところは、当時の工女が貧しさの中で、わずかな賃金をもらい、字句を1つ1つ読み書きでき、故郷へたよりを出し、人の世の喜びや悲しみを味わっていたのであろう姿や、当時の教師が、何らかの方法で、無学な工女に生きる喜びを与えようとして苦心したであろう心情を察するだけである。が、そのささやかなこれらの人々の願い(というのには余りに多い犠牲ではあったのだが)やエネルギーが、工場経営や政治体制や経済や教育を動かし変化させ、数十年後の今日に及んでいることを忘れてはなるまい。私たちの祖先や先人たちのこの実態があったればこそ、今日の社会が成り立っているのだと思えば、当時のありさまを求める心は高まるばかりである。

Ⅲ、就学と出席の実態

明治期の教育にとって、最大の課題の1つは、就学率と出席率を高めるということにあった。足利においても、同様である。当時の教育関係綴をざっと目を通しただけでも、それに気づく。足利町だけでも、数百人の児童が、尋常科を卒業することもせずにいた時代が続いたのである。それが何に起因するのか、どのような問題を含んでいるのかについては、政・経・社・教育等さまざまな角度から、しかも総合的にとらえる必要があるだろう。今回の場合、私にはそこまでを考えるゆとりはないが、足

利の教育上の大きな問題点であったこのことについて、その一端をひろうできれば、と思っている。

1. 足利における明治20年前後の教育と就学

現在、足利の教育について、全体的にとらえることのできる資料は、明治17年以降のものであって、それ以前については、地区的断片的に見つけられているにすぎない。したがって、この論稿も明治20年前後から始めざるを得ない。なお、この時代は、明治13年の「改正教育令」によって、とくに就学義務が強化され — 就学最短規定が従来は16ヶ月だったのを、3ケ年に延長された —、就学督促規則（栃木県の場合は、明治16年制定）も出された。明治19年の「小学校令」、同23年の「改正小学校令」さらには「教育に関する勅語」により、小学校教育の目的は、国民教育であり、道徳教育にあることを明らかにした。ただ、教育費については、なお、生徒の授業料と寄付金を主財源にし、不足金を区町村費にあおいでいたので、地域差はかなりあったと考えてよい。足利の場合にも、そのような現象と影響が見られるが、これらの問題を含めて、明治20年前後の教育と就学について、考えてみたい。

(1) 私立学校の設立とその役割

ア. 足利東校の窪島長利という教員の履歴書（明治20年1月、当時34才11ヶ月）を見ると、彼は「明治12年1月21日足利町ニテ私立変則中学校設立、同年6月20日変則中学校ヲ廃業、私立小学校開業、明治14年2月23日私立小学校廃業…」ということを書いている。変則とは、教科の順序を踏まず学校教育をなすことをいうもので、教科用書籍の供給や設備が十分に整わなかった時代のものである。彼の経歴からみると、生国武蔵、本籍下野栃木県士族とあり、静岡県で漢学及び算術を学び、同県及び和歌山県の小学校を歴任、足利に来、直ちに前記変則小中学校を設立、明治14年以後、足利学校、西校、板倉学校、東校に教へんをとっている。かなり特異な指導が行なわれたと思われるが、その内容、規模はわからない。

イ. 明治16年3月12日、足利学校遺跡内に相場朋厚が、旧藩校の名を仮りて、私立求道館を設立。教師は善野秀、学科は漢学（副学科として和学）、学期年月8年（のちに4年）、生徒は明治20年現在で35人（男30、女5）、1ケ年授業料総額140円、歳費総額140円である。これは正式には小学校にあらざる学校とされた。当時、荻野万太郎らも通ったが、しだいに生徒数を減じ、明治29年ごろ廃校となった。

ウ. 足利町2丁目乙第38番地に、酒巻学校ができたのは明治16年5月17日。校主は酒巻キミ。教員は酒巻鑓五郎、出口縫三郎、県制定の教則にのっとり授業を行なった。生徒は小学初等科の女子のみである。改正教育令に伴う小学校教則綱領によるならば、小学初等科は、修身、読書、習字、算術の初歩及び唱歌、体操を教えたことになる。明治17年7月2日の酒巻学校調査表によれば、創立時生徒60人、教員3人だったが、同16年12月には、生徒は13人しかいなくなっている。同17年6月には、生徒108人となり教員1人を増員している。ようやく経営安定を思惟せた翌18年、校主酒巻キミ死去、一時休校、のち養子酒巻鑓五郎校主となり、同年11月17日再開した。明治18年1月から12月までの月平均出席生徒は70人余、1ケ年の授業料総額168円、1ケ年費用全額220円となり、経営

ようやく困難に陥り、明治19年4月17日廃校となった。同校教員出口縫三郎は明治20年足利東校の教員となった。

明治18年の足利東西校の生徒数は854人(男513,女341),酒巻学校を加えると約924人(男513,女411)となる。足利町の当時の就学女生徒の17%は、私立酒巻学校で学んだことになる。

(2) 足利東西校の学事と就学・出席問題

ア. 足利学校が、足利学校遺跡内に設立されたのは明治6年7月。その分校が、3丁目西林院7丁目三宝院、本城心通院に置かれた。明治15年、分校3舎を廃し、足利小学東校、足利小学西校が設立されたのだが、明治17年当時の現状を「足利町学事上取調梗概」のうち、「就学督責規則頒布の景況」に「学校ハ東西二校アルモ容積狹隘ニシテ区内学令ノ半ヲ入ルルニ足ラズ故ニ之ガ準備ヲ為シ尙現在ニ倍スル校舎ヲ増設ノ上施行スベキ見込」と書かれている。就学督責を実行するの可否に迷う状態を示している。この「就学督責規則」は、栃木県が、これまで常に全国平均を下まわる就学率(たとえば明治15年は全国平均51%,本県は45.5%)であったため、作成されたもので、学務委員が就学督励を行なうべきこと、欠席の場合は父母後見人よりその理由を質し、戒諭、説諭につとむべきこと、及び就学するあたわぎの事故事例等が示されている。この規則は明治16年2月制定、翌17年1月実施すべきものとなった。一方、足利町でも同年極貧のため月謝を納められない生徒の免除方が町会評決された。

イ. 明治18年6月、足利西校は、初等小学校に指定された。戸長はじめ学区人民の請願にもかかわらず、中等、高等は廃止された。明治20年、「高等小学校を現時の東校に置き、東西両校を一つにして、寄付金を以て、新たに尋常小学校を中央適宜の地に建築する」案がつけられ、寄付金募集委員30人、校舎建築委員5人よりなる委員がもつぱら当たることになった。しかし、これは諸般の事情から成立せず、高等小学校は、明治35年柳原町に設立されるまで東校の位置にあった。

ウ. 明治20年6月、足利町戸長相場左衛門は次のような学事報告を行なっている。「公立小学校教員30人、6月俸惣額162円36銭7厘、生徒数929人、私立漢学校教員1人同月俸惣額11円66銭、生徒数35人、本年1月ヨリ6月ニ至ル学事ノ景況ハ1月調現在就学生徒ノ数東西両校ヲ合セテ799人ニシテ6月即現在ノ数ニ至リテハ130人ヲ増加セリ而シテ生徒ノ進歩上ニ至リテハ敢テ前年ニ異ナルナキガ如キモ此6ヶ月間ニ於テハ東西校トモ首座訓導ノ職ヲ辞スルアリ加之東校女学部教員ニ在リテハ言フベカラサルノ幣ヲ生シ之レガ為職ヲ辞スルモノ多ク故ヲ以テ大ニ進歩上ニ害アリ概スルニ目下ノ情況ニテハ女教員ハ害多クシテ利ナシト言フモ敢テ失言ニ非ルヲ信スルナリト雖トモ頃日女学部唱歌ノ一点ニ至リテハ大ニ効ヲ見ハセシガ如シ例ヘバ学生外ノ幼児輩モ自ラ生徒ノ唱歌ヲ聞キ馴レテ歌ヒ従来ノ淫猥聞ニ堪ヘサル俗歌ヲ止ムルノ傾向アルハ往々目撃実視スル所ナリ只恨ラクハ前段ノ幣ハ教育上至大ノ関係ヲ及ボシ后段ノ利益ハ僅々ニ過キサル事ヲ」

上記の学事報告は、当時の足利町の学事を実によく示している。あえて全文を載せた理由

である。学事報告者相場左衛門は当時33才、「適齋回顧録」によれば「性率直、辺幅を飾らず、責任感強く、儒学の感化を受けたる古武士風」だったという。また、当時、職を辞した東西校の首座訓導は、東校の山崎彦八は29才、西校の小野恒吾21才である。各後任の黒田儀一郎21才、関根金蔵24才というのを見ても、足利町の教育の中心人物の若さが目だつ。女教員の弊風のみを責めることができるかどうか。当時の足利町の教員30名の内訳は訓導6、授業生24人であった。正教員の不足が目だつが、これはその後もかなり長く続いたことが、諸記録からわかるのである。

エ. 修学不修学と就学 — 明治18年の学事統計表の注記を見ると、「修学とは、現在修学スル者ハ勿論普通科ヲ卒ヘ退学セシ者ヲ云フ。不修学トハ未就学者ハ勿論一旦就学スト雖トモ普通科ヲ卒ヘシテ退学セシ者ヲ云フ。学令百中修学比例ハ学令修学ノ人員ヘ一百ヲ乗シ学令総員ヲ以テ控除スヘシ」とあり、東西両校の修学は普通科924人(男513,女411)普通科を卒えし者9人(男8,女1)、不就学は未就学253人(男42,女211)普通科を卒えざりし者538人(男324,女214)、学令人員1722人(男885,女837)で、修学比率は54.18%になっている。ただし、どうも当初の記録では、修学比率は36.53%だったが、これを修正したものと見える。詳しくは月日が入っていないので、明らかにできない。また、明治19年7月19日付の同年1月より6月までの学令就学生徒調によると、学令児1369人、就学835人とあるが、これでは就学率60.2%となり、当時としては高すぎて不思議である。同年は、前年の農作物凶作のため経済事情が悪化したところへ小学校経費を児童の授業料でまかなうことが主体となったため、授業料が増費され一般的には就学率は著しく低下した年で、県平均は48.65%だったのである。

この就学という意味は「学令児が就学届を提出し、あるいは小学校入学の手続きをとったことを意味し、必ずしも毎日登校している事実を意味しない」(「郷土史研究講座7、木槻哲夫「地方文化と教育」)といわれる。就学については、したがって調査の時期によって異なり実際、同年の11月では895人と、7月の時より60人も多くなっている。「日々出席生徒平均数」の記載は、その意味で重要で、毎日登校している児童の実態を知る手がかりになる。参考までにあげると、東西両校の日々出席率は、73.7%であり、854人のうち、毎日平均224人ほどが休んでいることになる。不就学児に対してはもちろんだが、担当学級の児童のうち4人に1人が欠席を続けているとしたら、受け持ちはどんな気持ちだったろうと察せられる。このような立ち入った内容をとらえるには、もう、学事綴では限界がある。各校に残された月別の児童の出欠状況、就学状況、年度末の児童数(おそらく途中退学者が多く見られるであろう)等を調べる必要がある。当時の学籍簿などはきわめて簡単なものであったろうがやはり確認したいものである。

2. 足利における明治30年代以後の就学と出席

義務教育における就学率は「小学校令改正」(明治33年)を期して急速に高まってきた。それは、国力の充実や日清戦争等による国民教育思想の普及、父母保護者の自覚などによるものと思われる。義務教育の実質的延長(従来3ヶ年制も認められていたものを4年制に統一)を行な

い、授業料徴収を原則として廃止の英断をなしたのもこの制度である。

しかし、栃木県の場合、全国的なこのような動きに対して、必ずしもよい成績をあげ得なかったので、訓令を発して就学督励方を促している。足利郡役所においても、この訓令を受けて、明治35年3月、通牒を発し「本郡の就学歩合は7分5厘強にして、末だ一県の平均歩合に達せず国民教育普及上、誠に遺憾である。ついては、別紙のとおり、就学督励と相關連する適宜の方法がある故、効果あらしめられたい」という意味のことばを述べ「足利郡町村就学児童保護規定草案」を示した。これは貧窮の学令児童保護の範囲を3種に分け、「甲には筆・墨・紙・石筆・学校用上衣を給与し、書籍・石盤・算盤・硯を貸与する」「乙には筆・墨・紙・石筆を給与し、書籍・石盤・算盤・硯等を貸与する」「丙には書籍・石盤・算盤・硯等を貸与する」とした。このような保護を講じた結果は明らかではないが、織物生産の高まりと経済の一応の安定を得て、就学率も足利は明治36年には本県平均を上まわり、翌年には、全国並みになっていったのである。明治37年度の例をあげると、全国94.4%、本県90.7%、足利郡16ヶ町村94.1%となる。足利郡の中では、足利町が最も低く89.8%で、三和・菱両村は100%であった。

織物生産にとって、安い労働力は最大の魅力である。年少労働者は、さまざまなルートを経て、織物工場に吸収された。これらの中には、多くの不修学児童がいたのは、前章で述べたとおりである。明治36年3月30日付で、足利郡役所は、足利町に対し次の通牒を出している。「年長児童雇傭児童ニシテ正式ノ教育ヲ受クルコト能ハズト認ムルモノニ対シテハ特別ナル教育ノ方法ヲ講ジ此等ノ児童一学級ヲ編成スルニ足ルト認ムベキトキハ特別学級ヲ設ケ成シ得ル限り国民教育ノ普及ヲ図ラレ度…」として、「尋常小学校特別学級規定」8ヶ条を示した。これは授業内容がかなり簡便で、特別の教授細目のもとに口授又は掛図等を用いて教え、児童に教科書を持たせなくてもよい規定をつくったのである。何か、工女教育を行なった工場の制度を思わせるものであり、実際の程度行なわれたのかも明らかではない。同年8月6日には「就学義務を果さない学令児童雇主で、児童を就学させない者を召喚し、就学督促を行うべし」という意味の通牒が郡役所から出されている。

このように、明治30年代における就学督励は非常にきびしいものになってきた。就学猶予又は免除を求める保護者にも、願書を町村長あてに提出せしむるようになった。一方、就学率の高まりにつれて、出席率が問題になってきた。郡役所はこれに対しても督励方を指示した。「一旦就学したのに、途中で出校しない者が往々ある。とくに義務教育を終らないまま欠席しているものが多いとき。折角不就学者の督責を厳しくしても、これでは片手落ちだとされ、就学者にまで及ぼす影響が少なくない。この際、欠席者に対し厳重な督励をされたい」という趣旨である。これは、明治36年3月の通牒であるが、明治38年になると、欠席児童に対する督励方を明確に数字で示して指命を発している。「本年1月現在調査による郡内各学校における尋常科欠席児童数は別表の如し、唯一校を除き多少の欠席者を有するばかりでなく、多大の欠席者を有する学校少なからず、総計684名の多きを致せるはまことに遺憾なり……」とし、足利郡内30校の小学校1年～4年までの欠席児童数及び、出席歩合をそれぞれ表に示した。これによると、郡内の出席率は、90.32%で、100%の学校は松田小だけ、最低は、小俣尋常小の70%、梁田小の

71.71%である。当時の郡内尋常科在席児童数は7086人、出席児童6402人である。

次の表は、足利東校の欠席児童に対する督促の事例である。(Aを男、Bを女とする)

学年	男女	明治38年5月東校調査	同年6月、学務委員らによる調査、学籍簿抹消
2年	A1	病気	病気ニツキ、休校届出
3	A2	無断	退去
4	A3	"	退去
"	A4	旭町某(機業家)雇児トナル	北郷へ退去
1	B1	眼病	盲目トナル、免除ス
2	B2	眼病	保護者ヨリ休校届出
4	B3	大町某家ニ雇児トナル	出寄留
"	B4	住所不明	38年4月退去
"	B5	緑町某(機業家)雇児トナル	38年4月22日出寄留
"	B6	他家ノ雇児トナル	38年3月退去
"	B7	無断	退去
"	B8	"	保護者ニ対シ調査セルモ要領ヲ得ズ、本人不在ニ付、出寄留ト見做ス

上表は4月以来、欠席を続けているものについての調査結果であるが、これを見ても12人中、雇児となって他家で働いているものの数が多い。出席督促のきびしさの割合に、対策の貧しさが見られる気がする。そのことは、翌39年1月の町村学事主任会議の協議事項の欠席児童処分の件でも「欠席児童ニ対シテハ学校長ト協カシ処分スルノ方法ヲ講ズル必要アリ其良案ナキヤ」と述べていることでもわかる。明治41年になると、各学校長は、町長あてに毎月の欠席児童報告書を提出するようになる。それには、児童名、学年、欠席始年月日、督促年月日、保護者住所氏名督促状況等が記されるようになった。欠席児童の中には必ず事業主に雇われているものがあったので、このことについては、役所でもかなりきびしい方針をとろうとしたことが、次の事例でわかる。それは、葛生町から足利町へ就職をして入ってきた児童についてであるが「学令児A、右ノ者ニ対スル学籍御送付ニ依リ雇主召換厳重ニ就学義務履行ナスベキ様諭示候処雇主ニ於テ義務果サセ難クニ付即時解雇原籍へ帰還ナサシムル旨申出候条別紙届書添付学籍一先及御返戻候也、明治43年7月」としている。その後、この児童は本当に葛生へ帰ったのだろうか。疑わしい点がないではない。別の事例になるが、群馬県山田郡休泊村の学令児Bの場合は、「別紙Bニ関スル学籍過日送付候処雇主ヨリ送還ノ旨ヲ以テ御返戻ニ相成候へ共其当保護者ニ就キ取調候処未ダ雇主方ニ居住罷在候由ニ付キ今后何レニシテモ現住地ノ事故一先御受入被下度全学籍及送付候也明治44年7月27日」として、休泊村長より足利町役場へ学籍簿が送り返されている。この休泊村の場合は、更にもう1人男子が加わり、「足利町で再調査した結果、雇主方には、居住せず

と認定したから、尚一応保護者に対し厳重な調査をされたい。学籍は一応預っておくが、児童が帰郷したことがわかったら知らせてほしい」というような通知が9月18日に足利町役場より休泊村役場へ出されている。いったい、雇われた児童はどこへ行ったのだろう。学籍のみ役所の間を往復しているのである。このような事例はその後も多く現われたので、足利町役場では、学籍返戻通知（雇主の原籍地送還届書添付の）書をガリ版ずりで作っている。

就学・出席奨励及び欠席児童に対する対策は、明治44年5月の町村学務主任者会同協議案でようやく示されたが、これも結局、解決策としては消極的なものと言わざるを得ない。それは、上記のような他に「校長教員及学務委員等と協同シテ父兄懇話会家庭訪問等ノ手段ニヨリ就学及出席ノ奨励ヲナス事、已ムヲ得ザル児童ニ対シテハ特別教授（夜間教授、子守教授等）ヲナス等ノ方法ヲ講ズルコト、就学出席ニ関スル表彰等ヲナスコト…」などであった。

この間、足利町では、学令児童の激しい移動が見られ、明治44年4月1日より8月31日までの5ヶ月間に入寄留・復帰等が61人、退去・出寄留等が56人、計117人の移動があった。同年5月1日の学事報告の控えを見ると、足利町の就学児童数3321人（男1712、女1609）内本籍2166、寄留1155（男596女559）とあり、就学児童の3分の1が寄留してきた人々によって占められている。その保護者の職業はさまざまだが、織物関係をはじめ、車夫、芸妓・鳶・大工・古物商・農・菓子商・無業等が見られる。61人の入寄留等の児童のうち、保護者と異姓のもの15人を調べると、次のようになる。機業、賃業、機械工、友染工、整理業(2)、農(2)、理業、菓子、僧侶、土木請負、飲食店、社員、無業である。人口移動の激しい例は、明治期では、40年41年で、前年より、それぞれ9000人、6800人余りの増加で、年間1万数千人の入寄留人口を数えている。このような状況をどのような意味でとらえるかは私にはできないが、当時、日本の経済界は、日露戦争後の不況を脱しきれずにいたことは事実のようである。たまたま明治45年の学事綴には、次の記録が載せられている。郡役所より同年7月1日に足利町長あてで「米価高騰のため欠席児童の調査方依頼」がなされた。これに対し、足利町4小学校は、それぞれの立場で報告しているが、それを2・3紹介すると、「米価騰貴のための欠席と認むべき者」、東校39、高小0、西校6、助戸18とし、かなり見方が違っている。西校は備考に「右表中米価騰貴の為と認むべきものの中欠席児童の少なきは実際に於ては痛切に騰貴の苦痛を感じつつあらんも親の情として自己の食を節しても児童には満身に給養することと信ず…」といい、高小は、尋常科、高等科別に「弁当の供給なきもの」(13, 1), 「学用品の供給の減じたるもの」(10, 0), 「小遣の供給の減じたるもの」(67, 22), 「服装の整はざるもの」(5, 0), 貯金状況（前年との比較）等をあげている。郡役所は、更に同7月4日、町長あてに「近来米穀その他一般物価の騰貴に伴う小学児童の食物欠乏等の為めの欠席・欠課のなきよう、町村費・有志寄付金等の有効な使用と、課外時適切なる作業を為さしめ幾分の学資を得しむる方法を講じ、出席せしむべき」旨の通牒を出している。この結果、7月の授業料の徴収期日の延期（同月末ごろまで）を行った。貧困児童の就学保護資金（奨学会費）は、足利町の場合、県より131円65銭、町補助60円、有志寄付1円、計192円65銭（明治41、42年度分）であったが、43年度より実業補習学校を各小学校に付設したため奨学会は廃止、町費で貧困児童補助費をまかない

更に45年度は、各校を通じ79円2銭の予算を計上、学用品の不足を補ったという。

明治45年の足利町の就学猶予願が出された数は100人に上り、うち、97人が認可されるという事態になった。猶予すべき事由はすべて貧困となっており、その名簿は、今までの中で最も詳しく、学年、戸数割等級、保護者氏名、番地、職業等が記されている。97人の男女別は(男47、女50)学年別では1年～4年まで35人、5年50人、6年12人、戸籍割等級では40等級1、41等級7、42等級52、43等級27、等外9、ナン10職業は30種にも及ぶが、織物関係が最も多く、32人、車夫11、農6、日雇6、雑業5、以下車大工、八百屋用達夫、古道具、大工、あんま…等である。同年の出席率(第1期)は尋常小学校で85.20%(足利郡)と最も低率を示した。

3. 就学、出席問題のまとめ

この命題に対しては、うまくまとめられなかったというのが本音である。各年代の記録が、さまざまで、その意味がとりがたいものもあった。明治20年代後半の綴が少なかったこと、学事綴だけでこの問題を扱おうとしたのも困難を生じた一因である。この問題についての研究物があるのか、調べてもみなかったし、一般の参考書では、深く扱っていないのが多かった。やむを得ず、直接関係がないと思われるものも入れたり、前後の脈絡もつかないままに書きなぐってしまった。多くの表を割愛したため、説明不足や自己満足に終わった点もある。

ただ、近代産業の先端を行った足利の土地柄における教育の実態を、就学・出席問題を通して幾分でも見ることができたようにも思えるのである。役所の綴という制約の中で、少しでも具体性を見つけないと願った。その結果からいうと、足利の場合、どうしても産業とくに織物業の盛衰、規模、資本主義発達の流れに深い関連があることが感ぜられたし、国や県や町村の努力の一方では、まだまだ学校・教師・保護者の個々の力に頼り過ぎていた面が見られた。資料の性格上指命はあっても、その結果が判明しなかったためかもしれない。いったい、この児童たちは、どうしてもらえたのだろうかかと心配になった点も多くある。はじめ、この問題に取り組もうとしたのは綴の中に就学率などの統計が多く見られたので、これをまとめたら、全体の傾向がわかるだろうという漠然とした想いだっただが、綴の中の一枚一枚を読んでいくと、やはり、どう解決しようとしているのかに興味が移っていった。今後は実際に、どう行なわれたか、児童生徒はどうなったを確かめることを行なわなければならないと思っている。

あ と が き

序にも書いたようにやはり重い荷を背負った感があった。内容、叙述の不備への悔いが残るばかりだ。10余年をもちばら足利周辺守備隊に属していたものが、資料の関係とはいえ、足利の中心地ばかりを書いて、足利の教育の実態を示したつもりであることへのうしろめたさがある。おそらく、もときびしい現実をもっていったそれらの地域については、きっと手をつけたいと思う。

明治の教育の問題点は、今まで述べてきた他に、次のようなものが考えられる。順序不同であげると、①教育費、②教員の身分待遇、生活③教育思潮・技術、④女教員、⑤児童の学習内容、⑥教育制度とその受け入れ、⑦教育関係団体、⑧県立工業学校、郡立女学校、⑨幼稚園、⑩私立実業関係学校⑪実業補習学校、⑫通俗教育、⑬地方改良事業……がある。やらねばならぬ多くの仕事が残っている。

なお、本論ではすべて敬称を略した。末筆ながら、今回の執筆に当たり、資料提供、ご指導を賜った秋間正二氏、足利学校遺蹟図書館、足利市立教育研究所に心から感謝するしだいである。